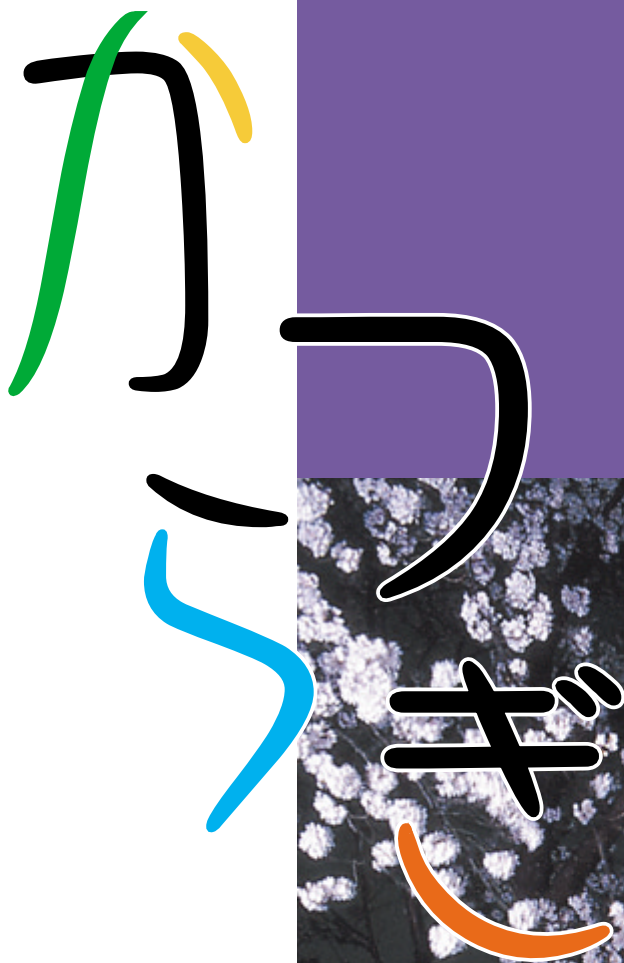


広報

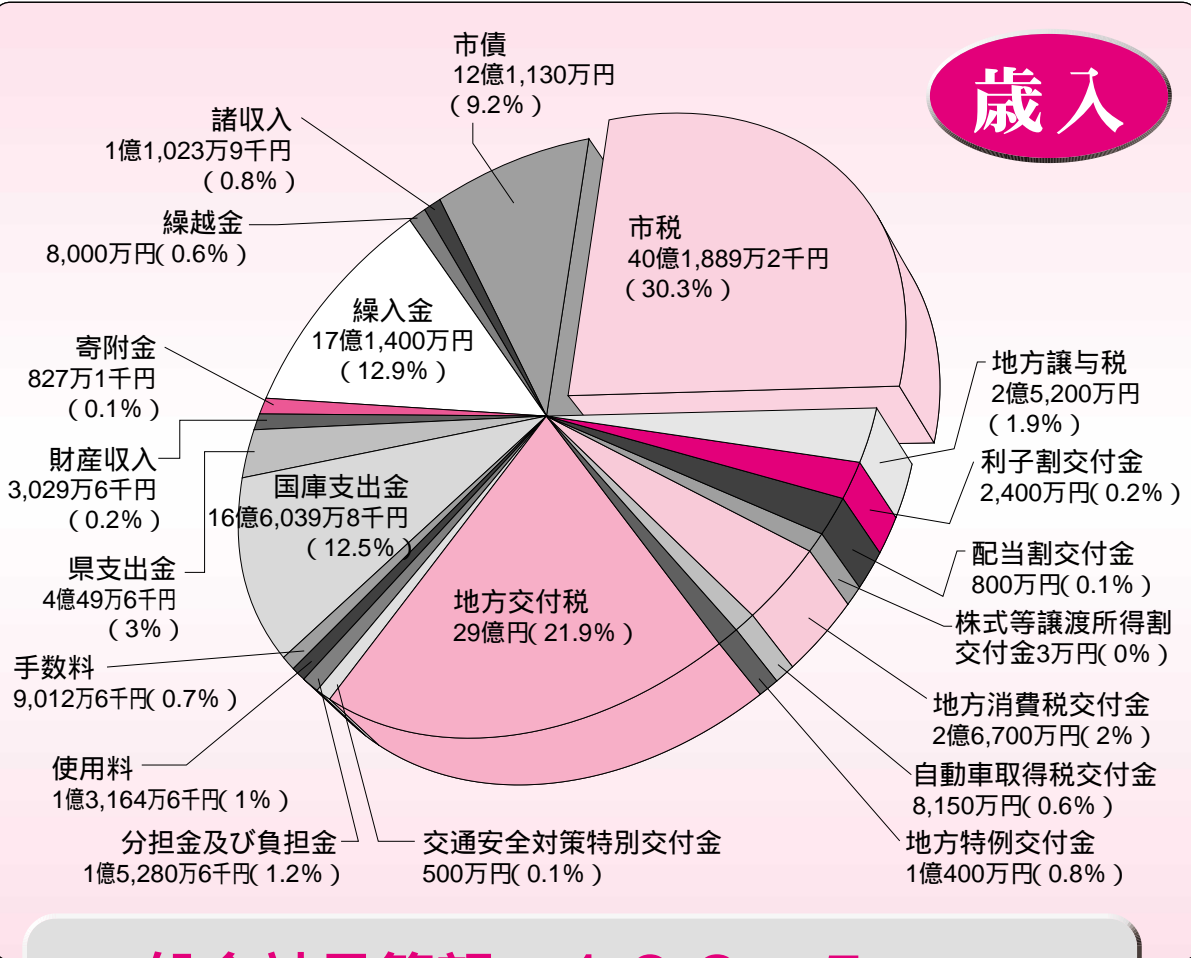


平成17年度当初予算	2・3
施政方針	4～11
まちのわだい	12～13
お知らせ	14～19
健康/人権	20・21
文化会館ニュース/図書館	22・23
地域安全	24・25
お知らせ情報コーナー	26・27



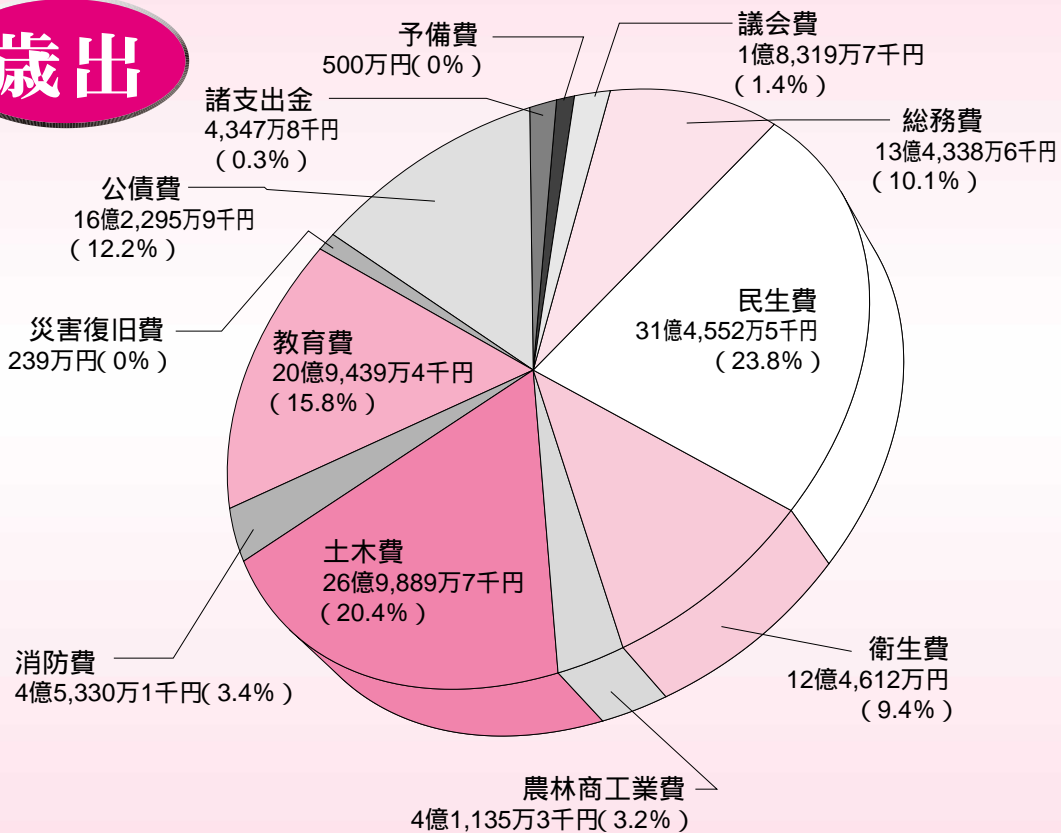
2005年
4月号
Vol.7

歳入



一般会計予算額 132億5千万円

歳出



用語説明

歳入科目

- 市税
市民のみなさまから納めていただく市民税・固定資産税など
- 地方譲与税
自動車重量税など、国税として徴収して市へ譲与されるお金
- 利子割交付金
国が徴収した利子税などの中から、市へ交付されるお金
- 配当割交付金
県民税として平成16年度1月1日以降に支払われる特定配当等について課税され、市に交付される一定相当額
- 株式等譲渡所得割交付金
県民税として平成16年度1月1日以降に発生する譲渡益等に課税され、市に交付される一定相当額
- 地方消費税交付金
税制改革に伴い、県から交付されるお金
- 自動車取得税交付金
県で徴収する自動車取得税の中から市に交付されるお金
- 地方特例交付金
恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための、地方税の代替的性格を有する財源で、国から交付されるお金
- 地方交付税
所得税など国が徴収する税金の中から市町村などの地方公共団体に交付されるお金
- 交通安全対策特別交付金
交通違反で国に支払われるお金の中から交付されるお金
- 分担金及び負担金
特定の利益を受ける人から徴収するお金(保育料など)
- 使用料および手数料
市施設の使用料や住民票の交付手数料など
- 国庫支出金
市が行う特定の公共事業などに、国から交付されるお金
- 県支出金
市が行う特定の公共事業などに、県から交付されるお金
- 財産収入
基金から生じる利息や、市の財産を貸し付けたり売却することにより生じるお金
- 寄附金
市民のみなさまから、市の社会福祉や教育の向上の目的でいただくお金
- 繰入金
市の基金から取り崩し、一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金
前年度の決算額から生じる差額(前年度決算による剰余金)
- 市債
事業などを行うために国や金融機関などから借り入れるお金

歳出科目

- 議会費
市議会の運営や市議会議員の報酬などに使われるお金
- 総務費
市の財産管理、税務、住民登録、選挙、広報、統計など市の総合的な事務に使われるお金
- 民生費
社会福祉や老人福祉、保育所の運営費用などに使われるお金
- 衛生費
各種検診や予防接種、ゴミの処理などに使われるお金
- 農林商工費
農林商工業の振興や農林道の整備、商工業の振興や観光の振興などに使われるお金
- 土木費
道路や河川の整備などに使われるお金
- 消防費
消防団の運営や消防施設の整備、防災事業などに使われるお金
- 教育費
学校の増改築、学校運営、社会教育、生涯学習、文化財保護などに使われるお金
- 災害復旧費
災害によって生じた被害の復旧に要する経費
- 公債費
市が借りたお金を返すためのもの。借りたお金は毎年計画的に返済していきます。

特別会計予算額

(単位:千円)

会 計 名	当 初 予 算
国民健康保険特別会計	3,063,000
老人保健特別会計	2,580,000
介護保険特別会計	1,410,400
葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計	12,707
下水道事業特別会計	2,453,000
学校給食特別会計	285,000
住宅新築資金等貸付金特別会計	6,650
霊苑事業特別会計	24,500
合 計	9,835,257

企業会計予算額

(単位:千円)

水 道 事 業 会 計	当 初 予 算
収 益 的 収 入	854,220
収 益 的 支 出	847,213
資 本 的 収 入	120,600
資 本 的 支 出	264,375

施政方針

しせいほうしん

ADMINISTRATIVE POLICY OF MAYOR



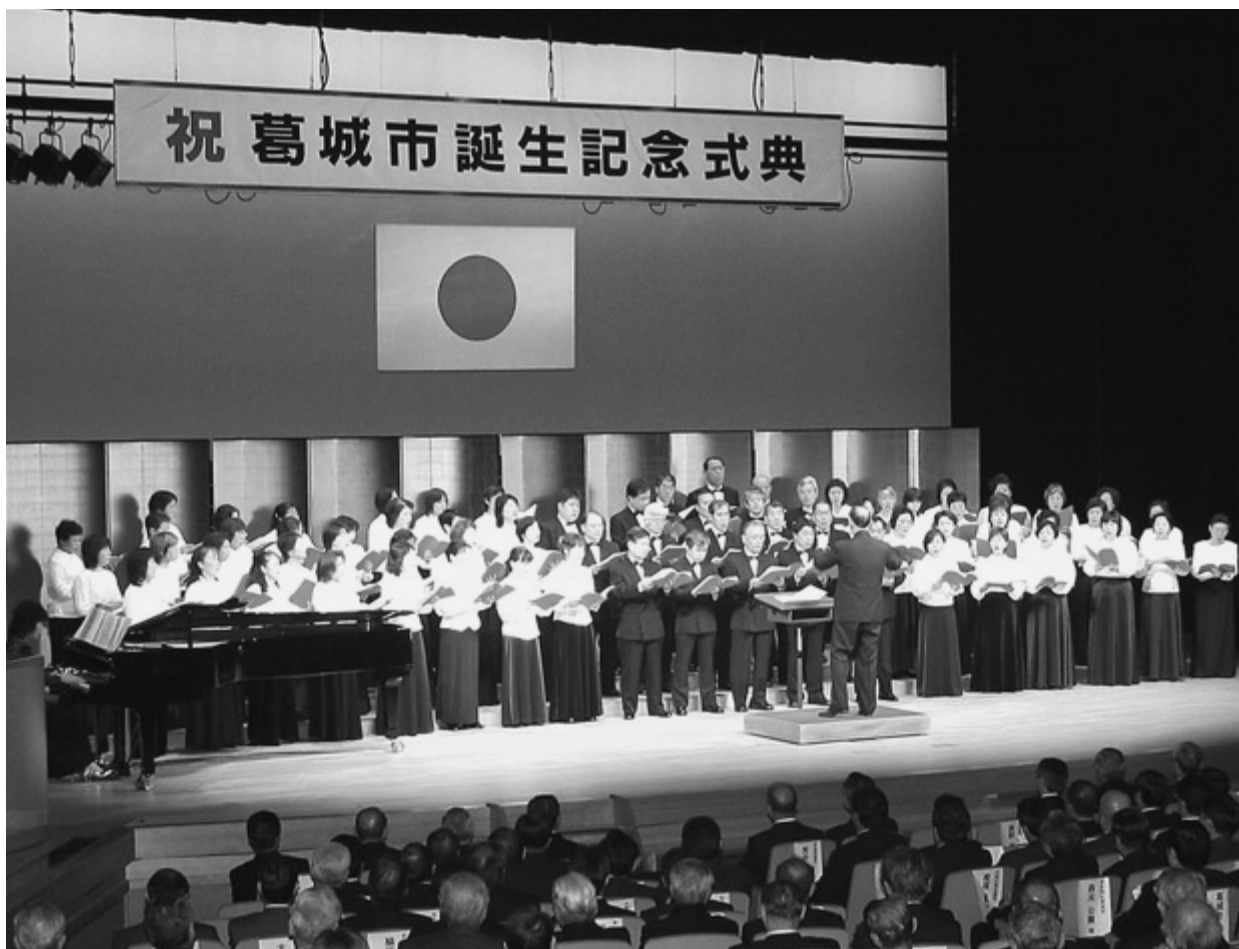
葛城市長

吉川 義彦

平成十七年度まちづくり施策について

最初に、平成の大合併のなか、平成十六年十月一日をもって、県下第一号の合併として葛城市が誕生いたしました。この歴史的な合併に至るまでには、議員各位をはじめ関係各位並びに市民のみなさまに、格段のご理解とご尽力を賜りましたことに対しまして、改めて心より御礼申し上げます。

ご承知のように、国・県を問わず、財政は依然として厳しい状況にあり、市町村が主体的・自立的な政策を展開するための財源基盤の確立が大変重要であります。新生「葛城市」としても、市町村合併に心丈夫な追い風が吹くという楽観視も許されません。しかしながら、希望に満ちた待望の合併を果たした以上、先人・先輩達が築いていたこの素晴らしい「旧新庄町」「旧當麻町」の特性や個性を活かしつつ、合併による行財政基盤の強化と併行して効率化により行政改革を推進し、同時に合併協議会で策定された新市建設計画を基本として、「住みつけたいまち・住んでみたいまち『葛城市』」の実現に向けて、全力で取り組む所存でございます。



次に、葛城市の六つの柱に基づき主要施策の説明について述べてまいります。

第一 快適でうるおいのある まちづくり

まず「総合計画の策定」についてであります。

まちづくりの基本となる総合計画（基本構想と基本計画）を、本年度から平成十八年度の二九年にわたり策定してまいります。計画策定にあたりましては、合併協議会において策定しております「新市建設計画」をベースに、合併後の諸課題や市民ニーズに対応できるよう、関係機関をはじめ市民の参画を得て「総合計画審議会」を設置し、活力ある葛城市のまちづくりの指針となる計画を策定いたします。

次に「コミュニティバスの運行」であります。

新市のまちづくりの基本を描いた新市建設計画において、新市の一体感を生み出し、その発展を促すさまざまな事業が計画されていますが、その重点事業の一つがコミュニティバスの運行です。事業の開始にあたっては、まず、公共施設間を結ぶ路線の運行を実施してまいります。

次に「地域基盤の整備」でありま

す。

大和高田バイパス、南阪奈道路等の開通により、本市の交通アクセスが格段に向上し、一般道における交通渋滞の緩和や地域振興に役立っております。しかし、大和高田バイパスにおいては、弁之庄、太田より県道當麻寺線の区間が未着手となっており、国土交通省・県に対し早期着手の要望をしております。



また、国道24号線より東に延びる県道檀原・新庄線につきましては、県において基本計画の策定をして頂いております。また、国道166号線、県道御所・香芝線における歩道整備についても、県において測量設計等が進められており、早期完成に向け努力頂いているところでもあり

ます。

さらに、市内の基幹道路におきましては、継続の足田本線、中道・諸鞆線、勝根・西代バイパス線をはじめ、新市建設計画における弁之庄・木戸線については、本年度基本計画に着手し事業を進めてまいります。

次に「水道事業」であります。

本年度も、原水確保には関係地域のご協力を得ながら、県営水道百四十五万トンの受水を行うことで、更なる安定供給を図ってまいります。また、旧両町を結ぶ連絡管整備事業をはじめ、配水管の新設及び老朽管布設替えの整備も、下水道工事と併せて実施いたします。

次に「下水道事業」であります。生活関連事業の基盤である下水道事業は昭和五十七年度より着手し、現在、整備面積は八百五十・四五ヘクタール、普及率八十九・一三パーセント、水洗化率は七十七・四七パーセントであります。今後も水洗化率の向上に努め、衛生環境の改善を目指してまいります。また、全市水洗化を目指し、下水道工事の推進を図ってまいります。

第二 福祉の心が常に息づく まちづくり

次に「福祉施策」であります。まず「社会福祉の充実」であります。

障害の重度化や多様化・高齢化などに対応しながら障害の程度に応じた福祉サービスの提供をし、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

また、福祉事務所の設置に伴い、県から生活保護業務が移管されたところでもあります。近年は景気後退による失業率の上昇、高齢化の進展などの影響を受けて生活保護受給率が増加の傾向にあります。今後は、生活困窮者の相談、被保護者の訪問指導や適切な助言をしながら、自立支援の推進を図ってまいります。



福祉事務所引き継ぎ式

次に「高齢福祉の充実」であります。

合併により、旧両町のそれぞれの単独事業等を精査し、市の高齢福祉事業として、サービスの充実を図ったところであります。しかしながら、国においては、介護保険事業の見直し等によって、予防に重点をおいた大幅な改正が予定されています。こうした改正に対応するため、本年度は、組織の体制強化を図りながら、現在実施している「介護予防・地域支えあい事業」や「老人保健事業」の統合及び見直しを行い、新たなサービス体系の確立に向け「地域包括支援センター(仮称)」の創設を図りながら、高齢者一人ひとりの健康増進、生きがいづくり等、地域密着型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に「介護保険事業」であります。

介護保険は、施行後五年にあたる本年度に制度全般の見直しがなされるため、国において制度改革の審議が進められているところであります。その制度改革が含まれることとなる本市の第三期介護保険事業計画を、本年度に策定することとなっております。予防から介護に至るまでのサービス供給体制などを充実し、市の実情にあわせた施策を展開してまいります。

次に「葛城市・広陵町介護認定審査会」であります。

介護認定審査会につきましては、

平成十一年十月に新庄町・當麻町・広陵町三町で共同設置いたしました。合併により新たに、葛城市・広陵町介護認定審査会として継続して実施いたします。

次に「児童福祉対策」であります。

平成十六年度に、家庭や地域社会における子育て支援の実現を目指し策定いたしました「次世代育成支援行動計画」に基づき、関係各部課をはじめ、関係機関・団体などの連携をより一層深め、子育て支援施策の計画的・統合的な推進に取り組んでまいります。



一方、保育につきましましては、公立・民間の保育所(園)が連携を取り合いながら、子ども一人ひとりの個性を大切に、保育所(園)が子

どもにとって安心できる場となり、毎日を笑顔でいきいきと過ごせるよう心がけてまいります。また、地域における子育てニーズを十分把握し、いろいろな情報を提供しながら、保育士、保護者、地域がお互いに交流を深める子育てに取り組んでまいります。

また、児童の心身の健全な育成などを図るため、「子育てサロン」や「ちびっこサークル」「学童保育」などの事業も継続して実施してまいります。

また、近年、児童虐待件数の急増により、緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談が増大している現状を踏まえ、本市におきまして、子どもに関する様々な問題についての家庭児童相談体制の充実強化を図ってまいります。

次に「保健事業」であります。

「いつまでも健康で、心豊かな毎日を過ごしたい」また「心身ともに健康で長生きする」ことは全市民の願いであります。「健康日本二十一」は平成十二年から始まり、新庄地区は今年度、中間評価の年にあたります。また、當麻地区は推進三年目であり、地域の健康づくり推進のために、葛城市内における健康づくり推進員の拡充及び活動に対する支援体制の強化を図り、健康づくりの場が地域に根づくよう努力し、地域活動に対する支援を積極的に行って

まいります。

次に、健康づくり事業の一環として新たに前立腺ガンとマンモグラフィによる乳ガン検診を導入します。従来に増して発病を予防する「一次予防」とともに、早期発見・早期治療に重点を置いたガン予防を推進してまいります。



次に「母子保健事業」であります。が、心身ともに健康づくりの基本として、乳幼児の健康診査及び特に若い母親を対象に各種教室・講座・訪問指導等に取り組んでまいります。また、大人の病気であった生活習慣病が子どもの世界まで広がり、「食育」という広い観点に立ち、日常生活の食事の見直しを行うとともに、生涯を通じて母と子の健康を守る診査・

教育・相談の充実を図ってまいります。

次に「予防接種事業」でありますが、市医師会や歯科医師会のご協力を得ながら感染症の予防対策の一環として、子どもたちの健康管理及び安全な予防接種の実施に努めてまいります。

次に「老人保健事業」でありますが、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防等の保健事業を総合的に実施し、保健の向上及び老人福祉の増進を図ります。そのためにも基本健康診査の受診者で異常のあった方に対して、受診後のフォローアップを重点においた個別健康相談等を実施し生活習慣病予防対策に努めてまいります。

次に「福祉医療制度」であります。本年八月に大幅な改正が予定されております。県の福祉医療制度は、老人医療費助成制度の段階的な廃止と、一定の所得制限を設けて実施している乳幼児・障害・母子等の各福祉医療助成制度に一部負担金の導入を行うこととなっております。

しかし、本市におきましては、県の助成制度を基盤に受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児・障害・母子等の福祉医療費助成制度は、所得制限にかかわらず実施してまいります。また、合併協議の合意事項でもあります子育て支援の一環として、現在、三歳児未満までとなっております乳

幼児医療の助成対象者を本年度より、市単独の施策として小学校就学前までに引き上げ、入院・入院外を問わず実施してまいります。

次に「福祉総合ステーションの運営」であります。



きめ細かな福祉サービスを提供するため、葛城市社会福祉協議会に管理運営を委託して事業を進めておりますが、やすらぎとくつろぎを高めるサービスの向上に努め、誰もが気軽に利用でき、親しまれる福祉施設を目指してまいります。

介護・支援サービスでは、充実したサービスの提供を行い、在宅の要支援高齢者や心身障害者または、その家庭等での介護などの相談に応じ、他機関との連携を図りながら介護予

防の推進に努めてまいります。

第三 自然とくらしをまもり、 歴史と文化を活かすま ちづくり

まず「住民サービス」の向上であります。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、今後、住民基本台帳カードの交付の普及に努めるとともに、公的個人認証の利用サービス向上を図ってまいります。また、戸籍の届出及び住民異動等に関する窓口業務につきましては、本人確認の実施を遂行することにより、虚偽の届出を抑制し、戸籍制度の信頼性の向上、住民票の保護に努め、住民基本台帳の記録の正確性を確保してまいります。

次に「環境対策」であります。分別収集の促進や廃棄物の減量化、また、ゴミ処理施設のあり方を定めるゴミ処理基本計画の策定を実施いたします。また、循環型社会の実現と資源の有効利用を促進するため、政府でも「家電リサイクル法」等の施策を展開されているところであります。本市におきましては、これら施策の進展のため、分別マナーの向上も含めて広報誌等を通じた啓発を行ってまいります。

次に「清掃事業」であります。

一般廃棄物収集運搬業の許可制の実施以来、不適切なゴミの混入防止によりゴミの減量化には一定の成果をみておりますが、今後もより一層の減量化に努めてまいります。また、新庄・當麻の両クリーンセンターにおきましては、安全な処理によるダヨキシン等の削減に努め、その焼却機能を維持していくため適切な補修を行ってまいります。



大型ゴミの解体作業（當麻リサイクルセンター）

次に「人権施策」であります。

人権施策の充実と確立を図るため、これまでの同和教育や啓発活動の取り組みの成果をふまえ、人権教育・啓発として再構築し、人権問題をはじめとして、あらゆる差別の解決に向けて積極的に推進し、差別のない

豊かで明るく住みよいまちづくりを展開してまいります。
次に「日常生活の安全と交通安全の確保」についてであります。



安全で快適な交通社会の実現を目指して、葛城市の交通対策協議会や交通安全母の会などの協力のもとに、交通マナーの向上を図るとともに、交通安全施設の整備にも取り組みながら交通事故防止に努めてまいります。また、生活安全につきましても、市民の安全意識の高揚を図るとともに、子どもが危険に遭遇したとき駆け込むことができる「こども110番の家」の設置も引き続き推進してまいります。
また、防犯灯につきましても各地域のご協力を得ながら設置拡充を図

り、生活安全の確保に努めてまいります。
次に「消防関係」であります。



近年、災害の潜在的な危険性が高まり、形態も複雑多様化し、益々消防に寄せられる期待は大きくなってきております。消防団員は、日頃、生業を営むかたわら有事の際には、危険をかえりみず、市民の生命、財産の安全保護のため、献身的に消防活動にあたっていただいております。
また、消防署におきましては、交通事故等の救急救助回数が年々増加しており、救護体制の高度化と地震等の災害対応に万全を期してまいります。
次に「防災対策の充実」であります。

災害に強いまちづくりを推進するため、地域に関わる災害の予防と対策全般について定める「葛城市地域防災計画」を策定し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図ってまいります。また、災害時の被害を軽減させるためには、地域住民の防災力が不可欠であり、そのため各地域の実情に応じた自主防災組織の育成に向けての支援をしてまいります。
また、近い将来、発生が予想されます東南海、南海地震に関しましては、地域防災計画に盛り込んで、大規模な災害に備えて、より一層の防災体制の整備を進めてまいります。

第四 産業の振興による活力 みなぎるまちづくり

まず「産業の振興」であります。
本市の基幹産業の一つである酪農につきましましては、環境施設整備事業の完了により、本年度からは環境に配慮した資源循環型農業の推進を図ってまいります。米の生産調整につきましましては、水田農業構造改革対策事業として、産地づくり対策と担い手支援及び育成の推進に努め、生産者の全面的なご協力を頂きながら、転作の奨励作物として、多品目野菜のブランドづくりをJAとともに取り組み、転作田への普及や遊休農地

の解消を図ってまいります。また、現在、休館しております農業者健康管理休養センターにつきましては、活性化を図るためその調査を実施いたします。
次に「商工業、林業及び観光の振興」であります。



市の商工業の振興や活性化を図るため「商工まつり」や「ふるさとのつどい」などを支援してまいります。また、本年度から新たに市の中小企業資金融資制度を設け、融資の斡旋及び保証料等を助成し、中小企業の育成発展を図るとともに、中小企業経営改善資金利子補給事業も引き続き実施し、長引く不況対策としての中小企業経営者の支援を行ってまいります。

また、急増しております悪質商法、消費生活におけるさまざまな苦情相談に対応するため、新たに消費相談窓口を設置し実施してまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ多面的機能の効率化に努めるとともに、造林事業・間伐等促進事業、山林の地籍調査事業についても継続して実施してまいります。

観光の振興につきましては、新たな観光地の掘り起こしや、観光パンフレットの作成などを行い、関係機関と連携して積極的に本市の歴史や文化をPRし、知名度を高めるよう推進してまいります。

次に「土地改良事業」であります。本年度より農業農村総合整備事業に着手し、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の総合整備を進めてまいります。

次に「街路事業」であります。平成二年度より進めております街路事業「新庄駅前通り線の整備」につきましましては、JR大和新庄駅前広場、道路拡幅工事が国道24号線より東側がほぼ完成いたしました。一方、近鉄新庄駅西側の地方特定道路整備事業として整備を進めておりました「近鉄新庄駅前公園」も完成し、地域住民の安らぎの場として大いに活用願うものであります。

また、近鉄新庄駅前より国道24号線に向け整備を進めております道路拡幅工事につきましましては、本年度も引き続き実施するとともに、未買収

の用地につきましましては関係者のご理解を得ながら早期確保ができるよう積極的に取り組んでまいります。

次に「都市公園整備事業」であります。前年度は（旧新庄町）緑の基本計画に定める緑化重点地区内整備対象の「JR大和新庄駅前公園」が完成し、本年度は「北道穂公園」の整備を予定しており、今後は、年次的に新規の公園を整備してまいります。

次に「まちづくり交付金事業」であります。

都市再生整備計画によるJR大和新庄駅周辺地区の整備事業に着手します。駅東地区の土地区画整理事業実施に向け、調査を進めてまいりましたが、本年度は、現在の土地区画整理準備組合から土地区画整理組合の設立が予定されております。道路については、本市東部地区のアクセス向上のため、大和高田市へもつながる東西方向の幹線道の整備が急がれるなか、現地測量はすでに終了しており、本年度は、実施設計まで進める予定であります。また、区域内の交流、防災の拠点としてのふれあい広場の用地取得を実施いたします。

次に、近鉄尺土駅周辺整備及び山麓地区整備事業の実施に向け、本年度は計画策定に取り組んでまいります。

次に「市営住宅林堂観音寺田団地建替整備事業」であります。二力年の継続事業で実施しており、住宅

本体工事については、本年度早期に完成の運びであります。入居者には、より健康で文化的な生活ができるとともに福祉の増進が図れるものと期待するものであります。



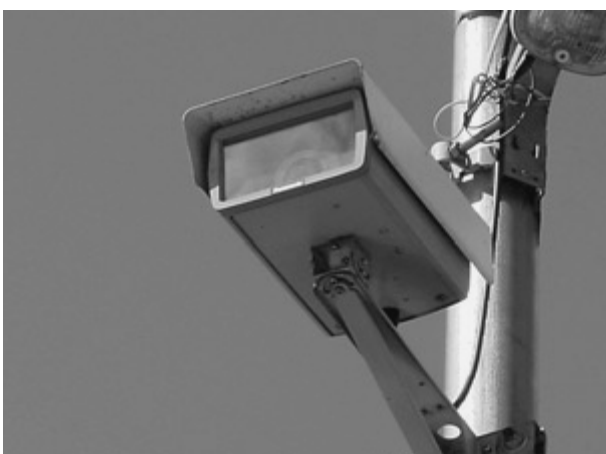
次に「公園管理」であります。

各公園の管理につきましては、地域のみなさまのボランティア活動に支えられながら、市民のゆとりと憩いの場、レクリエーション活動の場として利用いただいております。利用者の方々のマナーアップについても啓発をし、安全で美しい公園となるよう努めてまいります。

第五 輝く未来のために教育に 全力を注ぐまちづくり

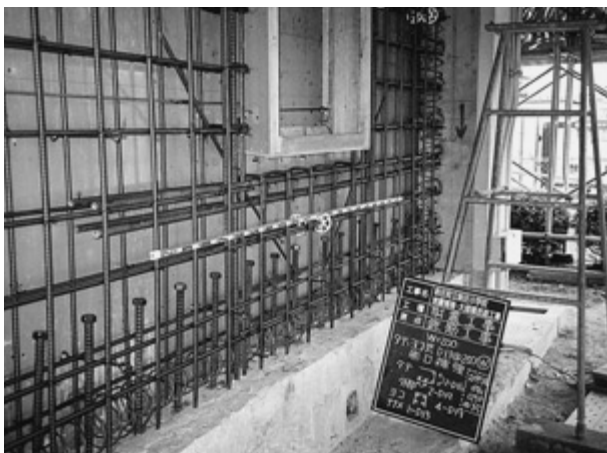
次に「葛城市の教育」についてであります。

まず「学校教育」であります。昨年、本県で小学女児誘拐・殺人事件が発生いたしました。子どもの安全が確保できる地域づくりを行うために、本年度から「児童安全パトロール」と称し、シルバー人材センターに委託して、毎日、十人態勢による、小学生の下校に合わせたの引率や巡視を実施してまいります。



また、防犯の安全対策面では、當

麻地区の幼稚園、小学校、中学校全てに防犯カメラを設置し、学校への不法侵入者の防止に努めてまいります。



次に、施設面での安全性の向上であります。まず、新庄小学校の南側校舎四号教室棟の改築及び磐城小学校管理特別教室棟の地震補強等改修工事を実施してまいります。また、次期工事予定の新庄小学校・白鳳中学校教室棟につきましても、地震補強等改修工事の実設計、新庄小学校附属幼稚園の改築に伴う設計等を行ってまいります。

次に、コンピューターを活用した教育であります。新庄地区の小・中学校におきましては、リース期間満了に伴い、新たにコンピューター

を導入して、一人が一台ずつ利用できるように整備してまいります。

次に、新庄地区で実施しておりますALIT（外国語指導助手）を配置した英語教育活動を、當麻地区にも拡大し、異文化交流及び国際理解教育の推進を図り、積極的にコミュニケーションを行おうとする児童・生徒の育成を図ります。



次に、中学生の学力向上のため「放課後学習コンピューター」として現役大学生を新庄・白鳳の両中学校に週一日・三人ずつ派遣し、学習支援や学習相談にあたっていただきます。

次に、いじめや不登校の子どもたちへの支援であります。不登校児童・生徒の学習を保障し、学校復帰を図る場として設置された適応指導

教室・通称「ふたかみ教室」につきましては、教育相談室と合体することにより、教育相談員は教育相談業務を行う一方、ふたかみ教室の運営及び臨床心理士や指導員、相談員間の連絡調整に当たることにより、ふたかみ教室の充実を図ります。



次に「生涯学習」につきましては、地域住民の学習の拠点となる地域分館の充実のため、施設の補修や備品購入等の補助を行うとともに、市民のみなさまのニーズに沿った学びの場、ふれ合いの場、学んだことの活用場としての地域分館活動及び公民館活動の充実に努めてまいります。

次に、社会体育の振興につきましても、市民のみなさまの健康維持、体力増進、心身のリフレッシュとい

った点に加え、ふれあいと連帯を図るかけがえのない機会と認識し、一人でも多くの方にご利用願えるよう努めてまいります。

次に、市立図書館につきましては「葛城歌壇」をはじめ、おはなし会等、諸事業の充実を図ってまいります。また、新庄・當麻の両文化会館におきましても、市民のみなさまのニーズにお応えできるよう鋭意努力してまいります。

次に、葛城市誕生に伴い再出発した葛城市歴史博物館であります。本年度は、當麻地区の資料の調査を実施し、豊富な文化財を常設展示室に展示できるよう努めてまいります。

次に、学校給食センターの運営につきましても、新庄・當麻の両センターで協力しながら、給食費補助の継続と合わせて、調理・献立に工夫を凝らしながら、安全でバランスのとれた栄養豊かな、魅力ある学校給食の供給に努める一方、より一層の衛生管理の徹底を図ってまいります。

第六 市民の皆様との対話と協働による新しいまちづくり

まず「市政モニター制度の実施」であります。

近年、行政への関心が高まるなか

で、新生「葛城市」の行政運営に広く市民の声を聞き、市民の考えを反映したまちづくりのため市政モニター制度をスタートいたします。

次に「個人情報保護制度」についてであります。

個人情報の保護が極めて重要であることから、本年度は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利、利益の侵害を防止し、自己情報を開示請求する権利などを保障した個人情報保護条例の制定に向けて取り組んでまいります。

次に「広報業務」であります。毎月発行の「広報かつらぎ」や有線・無線による放送は、行政と市民を繋ぐメディアとして大変重要な媒体であります。市民のみなさまに、わかりやすく、読んでもらいやすい、魅力ある内容となるよう取り組んでまいります。

また、無料法律相談につきましても、複雑化する社会情勢に伴い相談件数も増加しています。本年も引き続き、新庄・當麻それぞれの地区に開設しております弁護士による無料法律相談と、奈良弁護士会の中和法律相談センターも併せてご利用いただき、市民の不安や心配ごとの解消に努めてまいります。

最後に「地域間交流事業」であります。最後に、北海道当麻町、山形県新庄市、岡山県新庄村等の自治体間交流については、旧町がそれぞれ培ってまいりました友好関係の縁を合併を

境に閉じるのではなく、民間交流等、形を変えて続けていきたいと考えています。



岡山県新庄村（さくらまつりの様子）

以上、平成十七年度における新生「葛城市」の重点施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。

葛城市が誕生して、初の通年予算であります。この他にも多くの施策がございますが、私をはじめ全職員が一丸なつて諸施策を進めてまいりたいと考えております。



市立小・中学校、幼稚園で

卒業(園)式

春の訪れを日ごとに感じる季節のなか、緊張と静寂に包まれた会場では、先生方や家族・来賓の皆さん、そして在校生(在園児)に見守られながら、卒業の喜びと寂しさでいっぱいの子供たち(卒業生・卒園児)に、それぞれの課程を終了した証である卒業(園)証書が授与されました。

校長(園長)先生や来賓の方々からは、心温まるお祝いの言葉とともに、新しい道に進んでいくにあたっての励ましの言葉が贈られ、卒業生・卒園児の皆さんは、お祝いの盛大な拍手で見送られながら、思い出のたくさんつまった学び舎をあとにしました。

平成16年度卒業(園)者数	
学校名	卒業(園)者数
新庄中学校	190
白鳳中学校	173
新庄小学校	111
忍海小学校	54
新庄北小学校	27
磐城小学校	101
當麻小学校	45
新庄幼稚園	61
忍海幼稚園	17
新庄北幼稚園	15
磐城幼稚園	69
當麻幼稚園	31



新庄中学校



白鳳中学校



磐城小学校



忍海小学校



新庄幼稚園



當麻幼稚園

社団法人葛城市 シルバー人材センター 事業開始!

旧両町のシルバー人材センターは、統合のための設立総会を2月26日に県社会教育センターで行い、本年4月から社団法人葛城市シルバー人材センターとして新たなスタートを切りました。

新シルバー人材センターは、高齢者を対象に仕事を通じて、社会参加、健康作り、仲間作りなどをめざす公益法人です。

市内在住で、満59歳以上で健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になることができます。



入会等について詳しくは、
社団法人
葛城市シルバー人材センター
當麻事務所 ☎(48) 50003
新庄事務所(いきいきセンター内)
☎(69) 6761

そば打ち

3月6日、笛吹農事集会所で、そば打ちの体験と食事を楽しむ会が開催されました。

このそば打ちは、地域づくりの一環で平成9年から取り組んでおられ、今回は、朝から打ったそばに加えて、婦人会特製のそばケーキやそばクッキーも振る舞われました。

松田区長は「そばづくりを通して世代間の交流が深まった。今後とも続けていきたい。」と抱負を語られていました。



故山本義郎氏に

旭日単光章

元當麻町議会議員の故山本義郎氏(兵家)に旭日単光章が授与されました。

同氏は温厚誠実にして人格・見識ともに優れ、昭和36年3月初当選以来、議会議員として地方自治の諸問題解決等に尽力され、3期12年の長きにわたり地方自治の発展に貢献されました。

ここに受賞をお慶び申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

御田植祭（おんだまつり）

春の到来とともに、その年の豊作を願う人々によって、古くから続けられてきた大切な神事に『御田植祭（おんだまつり）』があります。

市内でも、新庄地区では弁之庄の諸鉦神社（1月9日）、笛吹神社（2月11日）、疋田の一言尼古神社（3月6日）、新庄の住吉神社（4月10日）で、また當麻地区では長尾神社（3月4日）、加守の倭文神社（4月18日）、當麻山口神社（4月23日）において、毎年古式ゆかしく執り行われています。

神事のあらまはしは、最初に神主さんの祝詞があり、次に牛に扮した人たちが登場して土を耕した後、田植えの様子が演じられます。最後に御供（福餅）がまかれるというものです。（住吉神社を除く）それぞれの神社ごとに、少しずつ所作が異なり特色があつて、とても興味深いものです。

3月はじめに行われた、長尾神社と一言尼古神社でのおんだまつりでも、大勢の参拝者や氏子の人たちは、厳肅な神事を見守つた後、大量にまかれる餅まきに大変な賑わいとなりました。

現在の農業はほとんどが機械化され、田園風景の中に牛の姿を見ることはありませんが、豊作を祈る人々の気持ちは今も昔も変わらないと感じた行事でした。



長尾神社の御田植祭



一言尼古神社の御田植祭

第6回葛城市

當麻ウォーキング

3月13日、當麻地区の史跡を巡りながらウォーキングを楽しむ『第6回葛城市當麻ウォーキング』が行われました。

当日は、3月にしては寒い1日ではありましたが、家族やグループなど多数の参加者で賑わいました。

3kmコースと5kmコースそれぞれの参加者は、チェックポイントでチェック印をもらいながらゴールを目指してウォーキングを楽しんでおられました。



百歳 おめでと〜いございます

當麻にお住まいの熨斗あ久さんが、2月19日に100歳の誕生日を迎えられ、市から吉川市長らがお祝いに訪れました。

熨斗さんは、現在はベットで寝たり起きたりの生活をされていますが、毎日ヘルパーさんとお話することを楽しみにしておられます。



熨斗 あ久さん

当日は、お祝いの品を前に、ご家族の暖かい祝福のもと、楽しいひとときを過ごされました。これからも、お元気で長生きしてくださいね。

葛城市誕生記念に

ソーラー街路灯寄贈

この度、新庄町と當麻町が合併し葛城市が誕生したことを記念し、ソーラー街路灯を新庄庁舎と當麻庁舎にそれぞれ3台ご寄附いただきました。誠にありがとうございます。



シャープ株式会社 様
ソーラー街路灯(LN-L1A7S)
・新庄庁舎 3台
・當麻庁舎 3台



UHFテレビ放送への影響について

生駒山の地上デジタル放送は、現在、徐々に出力を上げ、受信エリアを広げています。

これに伴い、ブースター（増幅器）を使用してUHF放送（*1）を受信されている戸建ての一部や、集合住宅の共同受信設備の一部で、画面が「ザラザラ」になる症状が現れることがあります。

このような症状になった場合は、下記の「大阪・奈良地域受信対策センター」までご連絡ください。

デジタル放送の影響と判断された場合は、受信対策員が訪問させていただきます。

（*1）奈良テレビ、NHK奈良、テレビ大阪、KBS京都放送など



大阪・奈良地域受信対策センター

TEL 0120-029-382

FAX 0120-029-382

携帯・公衆電話からは06-6966-7182

（受付時間）平日：9時～21時 土日祝日：9時～18時

地上デジタル放送の受信方法など一般のお問い合わせは
総務省 地上デジタル放送受信相談センター
0570-07-0101



* 対策員を装った詐欺行為などにご注意ください。対策センターの作業員は「受信対策員証」「腕章」を携帯・着用しています。なお、対策員が金銭を請求することはありません。

総務省近畿総合通信局

（社）電波産業会、大阪・奈良地域受信対策センター

近畿広域地上デジタル放送推進協議会

＊＊ 憲法週間を迎えて～裁判員制度の施行に向けて ＊＊



5月3日は憲法記念日です。裁判所では、毎年この日を中心とした5月1日から7日までを「憲法週間」として法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などいろいろな行事を行っています。

さて、皆さんも「裁判員制度」という言葉を聞いたことがあると思います。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判官と一緒に裁判を行う制度です。

原則として裁判官3人と裁判員6人が刑事裁判の審理に立ち会い、審理後、裁判員と裁判官が証拠に基づいて、被告人は有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを議論し、決めます。裁判員裁判の対象事件は、殺人や強盗殺人など国民の皆さんの関心が特に高い重大事件です。

平成21年5月までに始まるこの制度は、国民の皆さんのご協力がなくては成り立たない制度です。今年、全国各地で行われる憲法週間記念行事においては、裁判員制度を国民の皆さんに理解していただくための催しも企画されています。是非ご参加いただき、裁判や裁判員制度について知るための機会にさせていただきたいと思います。催しについては、最寄りの裁判所に直接問い合わせいただくか、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）の各地の裁判所のホームページから最寄りの裁判所を選択し、「お知らせコーナー」をご覧ください。

裁判員制度については、最高裁判所ホームページの「裁判員制度」コーナーもご紹介していますので、是非ご覧ください。
（奈良地方裁判所）

たくさん読もう。楽しく読もう。

4月23日は「子ども読書の日」

読書は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、とても重要なものです。しかし残念なことに、近年、子どもの「読書離れ」が指摘されています。国や地方公共団体では、「子ども読書の日」と定められた4月23日を中心に、さまざまな取組を推進しています。

危ぶまれる子どもの読書離れ

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、欠くことができないものです。しかし、近年、さまざまな情報メディアの発達・普及、子どもの生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成16年に行われた第50回小・中・高校生の読書調査（全国学校図書館協議会）によると、児童生徒の1カ月の平均読書冊数は、小学生7.7冊、中学生3.3冊、高校生1.8冊。1カ月間に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合は、小学生7.0%、中学生18.8%、高校生42.6%になっています。

4月23日は「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。この日を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな取組が進められています。

一人一人の理解と協力が大切

全国の図書館の中には、読み聞かせを行ったり、子どもに勧めたい図書の展示会を開催したりしているところもあります。また、全国の公立小学校の84.0%、公立中学校の70.0%で全校一斉の読書活動が実施されています。このように、現在、民間団体を含め社会全体でさまざまな子どもの読書活動推進の取組が行われています。

子どもの読書活動を推進するためには、みなさん一人一人の理解と協力が必要です。まずは、子どもが小さいときから本を読み聞かせるなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりをしていくことが大切です。そして、子どもたちが積極的に本を読むようになるために、社会全体で活動を盛り上げていきましょう。

更生保護女性会のキーワード

住んでいる地域を単位に、日本中で行われている活動です。市民、他団体と連携して、心豊かな社会を育てます。

女性の持つあたたかさ、細やかさを生かした活動です。

女性

地域性
(コミュニティ)

ボランティア

更生
保護

だれでも心の中にある善意をもって、自分なりの創意と工夫で活動します。

心ならずも過ちを犯した人の立ち直り支援し、犯罪の予防に努めます。

葛城市更生保護女性会に 入会しませんか

更生保護女性会とは、地域社会から非行や犯罪をなくし、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する全国組織の女性ボランティア団体です。

更生保護女性会の活動は、社会に対するあたたかい関心と優しさとほんの少し余暇があれば、どなたにもできる活動です。

明るい社会を築くための、小さな「あかり」になることをこころざしてみませんか。

入会を希望される方、もっと詳しい話を聞いてみたい方は左記へご連絡ください。

連絡先・社会福祉課(48)2811、(69)3001まで。

葛城市更生保護女性会は、旧新庄町更生保護婦人会と旧當麻町更生保護婦人会が合併し、平成17年4月1日に設立されました。

公立保育所『にこにこ広場』へ遊びにきませんか？

「近所に同年代の子どもがいない」「子どもをもっと遊ばせたい」そんなことを感じておられますか？

保育所の子どもたちと交流しながら一緒に遊びましょう。そして、子どもの成長を身近に感じながら、もっと子育てを楽しめるように、私たち保育士が応援します。

にこにこ広場は、未就園児ならどなたでも親子で遊んでいただけます。また、各公立保育所において子育てに関する相談もお受けいたしますので、お気軽にお越しください。

開催日時：年10回（下記の表参照）

第3木曜日（但し変更することがあります。）午前10時～11時30分

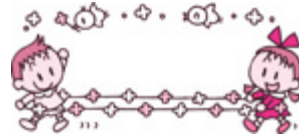
開催月	予定内容
5月	戸外で遊ぼう
6月	散歩に出かけよう
7月	水遊びをしよう
8月	プールで遊ぼう
9月	ゲーム遊びをしよう
10月	運動会に遊びにきてね
11月	身近な素材を使って作ろう
12月	クリスマスの飾りを作ろう
1月	お正月の遊びをしよう
2月	リズム遊びをしよう



* 開催日は、事前に防災行政無線および有線でその都度お知らせします。

詳しくは、各公立保育所まで。

- ・磐城第1保育所 画(48)2619
- ・磐城第2保育所 画(48)4998
- ・當麻第1保育所 画(48)2377



消費生活相談窓口開設

4月から、毎月第2木曜日を消費生活相談日として、「架空請求や振り込め詐欺」などの消費生活に関する相談窓口を開設します。

開設時間 13:00～16:00

通常開設時間 10:00～12:00

13:00～16:00

場 所...當麻町庁舎分庁舎1階会議室

今回は特別に、相談員の山口ヒサ子さんの講演を行います。

「最近の悪質商法について」～架空請求・ハガキ等～

日 時...4月11日(月)10:00～11:00

場 所...當麻町庁舎分庁舎1階会議室

詳しくは、農林商工課まで。

消火器の点検業者に注意

最近、消火器の点検等を行う業者が訪問し、高額な代金の請求をする等でトラブルが増えていますので次の事柄に注意してください。

遠方からやって来る。

出入りの点検業者を装う。

消火器を素早く集める。

高額な代金を請求する。

脅迫的な言葉を使う。

持ち帰った消火器の返還を拒否する。

詳しくは葛城市消防署 画(69)7171まで。

児童虐待相談

児童福祉法の改正により4月1日から、市町村が児童虐待等の相談窓口になりました。

児童虐待とは、親または親に代わる保護者等による次の4つの行為を示します。

- 身体的虐待：生命、健康に危険のある身体的な暴行
- 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要
- ネグレクト：保護者の怠慢や拒否により健康的状態や安全を損なう行為
- 心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為

虐待は受けた児童の心や身体にはかりしれない深い傷が残ります。身体的影響のみならず、発達の遅れが見られたり、知的障害が引き起こされたり、情緒行動面など人格形成への影響も生じます。したがってできるだけ早い段階での改善が必要です。

児童虐待では？と思ったら

市役所児童福祉課または地区の民生委員・児童委員までご連絡、ご相談ください。

児童福祉課 画(48)2811

＊ ＊ 市政モニター募集 ＊ ＊

市政モニター制度は、市が行う行政サービスの満足度やニーズ等、市政に対する意見や提案等を市民の皆さんから聴き、これからのまちづくりに役立てるための制度です。

葛城市では、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりに向け、市民と行政の協働による、個性と活力あるまちづくりに取り組んでいます。

自然環境に恵まれた、歴史と風格のある、私たちのまち葛城市を「住みつづけたいまち住んでみたいまち葛城市」にするためにはどうすればよいか、あなたの声を是非お聴かせください。

皆さんのご応募をお待ちしております。

- ▶ 募集人員...30名
- ▶ 応募資格...葛城市内在住の満18歳以上の方でモニター活動に意欲をお持ちの方
(公務員および公務員に準ずる方を除く)
- ▶ モニターの主な仕事...
モニター会議に出席していただくほか、市政についてのご意見やご提案をしていただいたり、アンケート等にお答えいただきます。また、市長を囲んでの意見交換や施設見学なども予定しています。
- ▶ モニター期間...平成17年度委嘱時から平成19年3月末まで
- ▶ 申込方法...必要事項を記入のうえ、次のいずれかで応募してください。
官製はがき、または封書で応募の場合
〒639-2195 葛城市柿本166番地
企画部秘書課 市政モニター担当 あて
Eメールで応募の場合(件名に市政モニター応募と記入してください。)
メールアドレス hisyo@city.katsuragi.lg.jp
〔必要事項〕住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・性別・職業
- ▶ 申込締切...4月22日(金)まで
- ▶ 選考・委嘱...応募された方の中から地域・職業・年齢などを考慮し、市長が委嘱します。

詳しくは秘書課 ☎(69)3001まで。

市営住宅入居者募集について

団地名	家賃 (円)	見学会
八 川	19,700 ～ 32,600	5月6日(金) 午前10時30分～正午
観音寺田 (2LDK)	19,100 ～ 31,600	5月6日(金) 午後2時～3時30分

- ▶ 募集戸数...八川(1戸)、観音寺田(6戸)
- ▶ 入居資格【葛城市営住宅条例による条件を具備する人】
 - ・ 現在、住宅に困っている人(持ち家あり不可)
 - ・ 基準月収200,000円以下の人
 - ・ 平成17年5月1日現在、市内に居住または、勤務する人
 - ・ 市税、水道料金等に滞納のない人
- ▶ 注意
 - ・ 敷金は家賃の3ヵ月分
 - ・ 家賃は入居家族全員の収入合計で計算します
- ▶ 受付期間...5月2日(月)～18日(水) 午前9時から午後4時まで
土曜・日曜・祝日を除く
- ▶ 申込書...管理課(新庄庁舎)、農林商工課(當麻庁舎)で配布しています。

詳しくは管理課 ☎(69)3001まで。



新しい国民健康保険被保険者証等は届いていますか？

平成17年4月からお使いいただく国民健康保険被保険者証は届いていますか？

また、老人保健医療受給者証および福祉医療の医療証・資格証についても、市町村合併により「葛城市」となったため、新しい受給者証および医療証・資格証を該当される方へ郵送させていただきました。

まだ届いていない方については市民課までお問い合わせください。

なお、今までお使いになられた古い健康保険証等については、各自で処分されるか、または市民課まで返還してください。

老人保健制度の適用を受けておられる方へ ～ 加入している健康保険が変わっていませんか？～

老人保健の医療受給者証の交付を受けている方で、本人または扶養者の勤め先の変更などにより、加入している健康保険に変更がある方は、必ず市民課へ健康保険の変更を届け出てください。

こんなときは届け出が必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまでに
加入している健康保険が変わったとき	健康手帳・医療受給者証・新しい保険証	14日以内に
他の市町村へ転出するとき	健康手帳・医療受給者証	すみやかに
他の市町村から転入してきたとき	保険証・負担区分証明書、又は課税証明書（前住所地で発行）	転入してから14日以内に
同じ市町村の区域内で住所が変わったとき	健康手帳・医療受給者証・保険証	14日以内に
一定の障害（「寝たきり」など）のある方が65歳になったとき、または、65歳を過ぎて一定の障害のある状態になったとき	身体障害者手帳、国民年金証書、医師の診断書のいずれかの書類・保険証	すみやかに
生活保護を受けるなどにより、医療保険の資格を失ったとき	健康手帳・医療受給者証・保険証	14日以内に

口座振替済通知書の送付回数が変わります！

現在、葛城市税等を口座振替にて納付いただいている方については、口座振替済通知書を振替後にはがきでお知らせしていますが、平成17年度より通知書の送付回数を変更します。対象となるのは下記の税目等です。

税目等	振替日	通知書送付時期	送付回数	担当課
市県民税（普通徴収）	全期前納 7月末日 期別 7, 9, 11月末日	全期前納 8月 期別 12月	年1回	税務課
固定資産税	全期前納 5月末日 期別 5, 8, 10月末日	全期前納 6月 期別 11月		
軽自動車税	5月末日	6月		
国民健康保険税	7月から翌2月まで毎月末日 （12月は25日）	翌3月		
介護保険料（普通徴収）	7月から翌2月まで毎月末日 （12月は25日）	翌3月		高齢福祉課
清掃手数料	毎月25日	11月 翌5月	年2回	新庄クリーンセンター 當麻クリーンセンター
保育所保育料	毎月28日	10月 翌4月	年2回	児童福祉課

振替日が土・日の場合は翌金融機関営業日。通知のない月は、通帳への記帳にて振替結果をご確認ください。納付確認の書類が必要な方は、各担当課までお尋ねください。

「確定申告用納付確認書」を確定申告前に送付します。

国民健康保険税・介護保険料については、確定申告（社会保険料控除）用に「確定申告用納付確認書（仮称）」を確定申告時期の前に送付いたします。

福祉医療から制度改正のお知らせ

平成17年4月1日から、葛城市では子育ての経済的負担軽減を目的とし、3歳～6歳（小学校就学前）までの児童を対象に医療費の助成制度を行います。

3歳児～6歳児までの助成内容は次のとおりで、2歳児までは従来どおりです。

◆対象児童

葛城市に住所を有する国民健康保険または各種社会保険の被保険者及び被扶養者であって、満3歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の場合その月）から満6歳に達する年度の3月31日までの児童。ただし、心身障害者医療制度および母子医療制度の資格に該当されている児童は除きます。

◆助成内容

外来については、1ヵ月単位で医療機関ごとに500円を除く額を助成します。

入院については、日数が2週間未満の場合、1ヵ月単位で医療機関ごとに500円、2週間以上の場合は1,000円を除く額を助成します。

ただし、入院時の食事代、差額ベット代、電気代等の私費（保険適用外）に係る費用については助成対象外となります。

◆資格に関する手続き

医療資格証の発行は行いませんので、手続きは不要です。なお、該当される方には、別途郵送にて制度のご案内をしております。

医療費助成金交付請求の手続きについて

乳幼児の医療費助成金交付請求書と同じく、市役所備え付けの医療費助成金交付請求書（緑色の用紙）に必要事項を記入のうえ、領収書（受診者の氏名および点数の記載のあるもの）を添付するか医療機関で証明を受け、市民課に提出することにより、自己負担額を除く助成額が支給されます。

なお、高額療養費、家族療養費附加金等に該当するときは、先に加入している健康保険に請求し、保険者から『支給決定通知書』を受け取って、助成金交付請求時に添付してください。

また、初めて医療費助成金交付請求をされる場合は、対象児童が加入する健康保険の確認のため、健康保険証の提示が必要となります。

一旦、医療機関窓口で従来とおり3割負担してもらいます。



市役所に助成金交付請求書と医療機関領収書を提出してもらいます。



後日、自己負担額を除く助成額を支給します。

平成17年度葛城市税の納付月・納付期限が決まりました

葛城市税の納付月

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)												
固定資産税												
軽自動車税												
国民健康保険税												

納付期限は各納付月末日（12月は25日）です。納付期限が土・日の場合は、翌金融機関営業日になります。

納付期限日一覧

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)				8/1		9/30		11/30				
固定資産税		5/31			8/31		10/31					
軽自動車税		5/31										
国民健康保険税				8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/28	

安全で便利な口座振替制度をご利用ください！

口座振替をご利用になると、納付のために金融機関などへお出かけいただく必要がなくなります。また、うっかり納期限を忘れてしまうという心配もなくなります。

申込み手続きは、市指定の金融機関及び郵便局でできます。

詳しくは、税務課まで。

健康づくり「食育」講演会開催



2月26日、新庄健康福祉センターにおいて、健康づくり「食育」講演会が開催されました。

市内医師の鷓山光仁先生を講師に迎え、児童・生徒の生活習慣病防止対策のための血液検査の結果をもとに、幼少児期からの正しい生活習慣の確立が大切だということを講義されました。

また、参加者の健康づくりや福祉、学校保健等に携わる方とのグループワークにおいては、『食事や運動などの生活習慣全体の見直しが大切。』『学校と家庭・地域の協力が必要。』などの声が聞かれました。

活動分野を越えて、子どもたちの心豊かな成長を促すためのよい交流の機会となりました。

子宮がん個別検診のお知らせ

～2年に1度、受けましょう～

厚生労働省のガイドラインの改正により、子宮がん検診は「20歳以上2年に1回受診」に変更になります。

対象：20歳以上の女性（ただし2年に1回）

金額：子宮頸部がん検診2,000円

子宮頸部、体部がん検診2,900円

（体部は問診の結果や医師の判断により実施されます）

検査機関：県内指定医療機関

乳がん個別検診のお知らせ

～マンモグラフィ検診をはじめます～

厚生労働省のガイドラインの改正により、乳がん検診は「40歳以上2年に1回、マンモグラフィ検診（視触診含む）」になります。

対象：40歳以上の女性（ただし2年に1回）

金額：40歳～49歳2,500円、50歳以上2,000円

（レントゲンの撮影枚数により金額が異なります）

検査機関：大和高田市立病院 済生会御所病院

済生会中和病院 東朋香芝病院 平成記念病院

（各医療機関によって、実施期間、曜日、時間等が異なります）

申し込み方法：4月18日から、受診票を取りに、新庄健康福祉センター・當麻保健センターまでお越しください。

70歳以上、市民税非課税、生活保護世帯の方は無料になります。

詳しくは、新庄健康福祉センター・當麻保健センターまで。

健康増進課インフォメーション

新庄地区の方は、こちらをご覧ください。新庄健康福祉センター ☎(69)9900

健康相談

日時：4月14日（木）

受付：午前10時～午前11時

場所：新庄健康福祉センター

内容：血圧測定・尿検査など

健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

乳幼児健康相談

日時：4月27日（水）・28日（木）

受付：午前10時～午前11時

場所：新庄健康福祉センター

内容：身体測定・保健師、栄養士による個別相談

母子健康手帳をご持参ください。

當麻地区の方は、こちらをご覧ください。當麻保健センター ☎(48)6611

4月の健康カレンダー

場所：當麻保健センター

実施日	項目	対象者	受付時間
4/6(水)	おひさまサークル(1回目)	平成15年3月・4月・5月に生まれたお子さん	午前9時30分～9時40分
	三種混合予防接種	平成16年10月6日以前に生まれた7歳6ヵ月未満のお子さん	午後1時30分～2時50分
13(水)	育児サロン	1歳6ヵ月頃までのお子さん	午前9時30分～正午
	10ヵ月児健診	平成16年5月・6月生まれのお子さん	午後1時00分～2時00分
15(金)	日本脳炎予防接種	平成14年4月15日以前に生まれた7歳6ヵ月未満のお子さん	午後1時30分～2時50分
27(水)	ポリオ予防接種	平成17年1月27日以前に生まれた7歳6ヵ月未満のお子さん	午後1時30分～2時50分

「人権を確かめあう日」記念集会

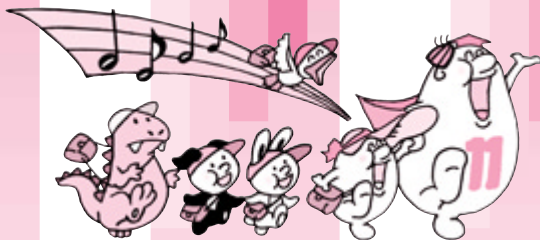
2005年集会テーマ

違いを認めあう共生社会の確立を

～人権侵害を許さない気運とうねりを確かなものに～

「人権を確かめあう日」 記念集会

人は等しい。



日時 2005年4月11日(月) 開会13時30分
場所 葛城市當麻文化会館 ホール
演題 国際化とは—在日コリアンから—
講師 奈良フィルハーモニー管弦楽団 団長 全良雄氏他
主催者 葛城市人権問題啓発活動推進本部

▶ 日時：4月11日(月)

開会 13時30分

▶ 場所：葛城市當麻文化会館 ホール

▶ 講演：国際化とは ...在日コリアンから...

▶ 講師：

奈良フィルハーモニー管弦楽団
団長 全良雄氏他



全良雄氏プロフィール

大阪音楽大学音楽学部器楽科卒業。同大学専攻科修了。
鈴木清三、橋本徹雄、河野正孝の諸氏に師事。

奈良、八尾、川西市でリサイタルの開催や奈良テレビ、FMラジオ等にも出演。

1985年に奈良フィルハーモニー管弦楽団を結成し、年2回の定期演奏会を主催し毎月1回のサロンコンサートを企画する。

この他に現在、大和郡山市音楽芸術協会会長、大和郡山市社会教育委員。

奈良フィルハーモニー管弦楽団によるコンサートもあります。

【出演者】

- ・全良雄（オーボエ）・袴田さやか（ヴァイオリン）
- ・荻野健（チェロ）・山田陽子（ピアノ）
- ・大原末子（ソプラノ）



詳しくは、人権政策課まで。

毎月11日は
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部



文化会館ニュース

友の会 会員募集

平成17年度 **マルベリー友の会**

会 員 募 集

年会費
1,000円

会員特典

有効期限 平成17年4月1日～平成18年3月31日

マルベリーホール主催の公演チケットが
割り引きで購入できます。
マルベリーホール主催の公演チケットが
一般発売の1週間前よりお電話で予約できます。
マルベリーホール主催の情報をお送りします。
当麻文化会館自主事業にも適用します。

ステージオペレーター募集

会員募集中

**あなたも参加
してみませんか?**

活動内容・入会資格

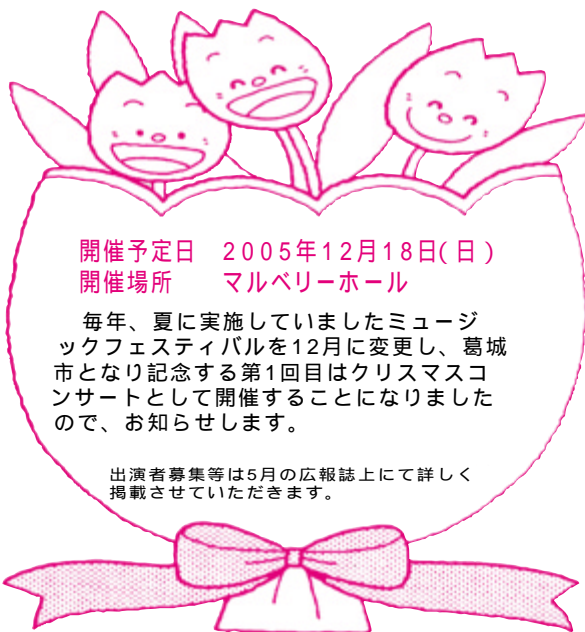
新庄文化会館・当麻文化会館の催しをボランティア
で照明・音響・舞台の操作を分担します。
16歳以上で性別、経験は問いません。

申込先

新庄文化会館 当麻文化会館

ミュージックフェスティバル開催

ミュージックフェスティバル・クリスマスコンサート開催のお知らせ



開催予定日 2005年12月18日(日)
開催場所 マルベリーホール

毎年、夏に実施していましたがミュージックフェスティバルを12月に変更し、葛城市となり記念する第1回目はクリスマスコンサートとして開催することになりましたので、お知らせします。

出演者募集等は5月の広報誌上にて詳しく掲載させていただきます。



第11回ミュージックフェスティバル実行委員会より

文化会館 催し物のご案内

新庄文化会館 (マルベリーホール)

平成17年4月1日～4月30日 (平成17年3月15日現在)

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
4	16	土	平成17年度定期教室合同開講式	関係者	14:00～16:00	葛城市教育委員会	中央公民館・コミュニティセンター
	17	日	やまと路カラオケ大会	無料	10:00～18:00	やまと路カラオケ会	0745-69-7096
	30	土	新庄中学校吹奏楽部演奏会	関係者	14:00～15:30	葛城市立新庄中学校	0745-69-3301

新庄文化会館 (展示室)

期間	催し物	入場方法	展示時間	主催者	連絡先
4/17～4/24	写団葛城写真展	無料	9:00～17:00	写団葛城	0745-69-5945

当麻文化会館

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
4	11	月	「人権を確かめあう日」記念集会	無料	13:30～16:00	葛城市	0745-69-3001【人権政策課】
	16	土	平成17年度定期教室合同開講式	関係者	10:00～12:00	葛城市教育委員会	当麻文化会館・体育振興課
	17	日	ピアノコンサート	無料	13:00～16:30	宮田典子	-----
	24	日	葛城市歌謡連合会発表会	無料	10:00～17:00	葛城市歌謡連合会	0745-48-2011

休館日

新庄文化会館 当麻文化会館
 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
 に白字は休館日。

お問い合わせ 新庄文化会館 ☎69-4600 当麻文化会館 ☎48-5000
 主催者の都合により一部変更する場合がありますのでご了承ください。
 詳細については主催者にお問い合わせください。

あなたのお子さんは安全ですか！

昨年11月17日に奈良市内の女子児童が誘拐され殺害されるという悲惨な事件が発生しましたが県民の皆さまのご協力等によりまして12月末に犯人を逮捕することが出来ましたことに対し厚くお礼申し上げます。

このような事件が二度と発生しないように警察と致しまして幼稚園、小学校などに行きまして生活安全教室を開催しているところです。

誘拐などの被害に遭わないようにするためには、先ず『自分の身は自分で守る』という意識を持ち、ちょっとした防犯対策を行うだけで被害に遭わずにすむことができます。

皆さん最低限これだけは守って欲しいことについて...

子どもさんへ、

- 知らない人には、ついて行きません。
- だれかにつれていかれそうになったら「たすけて」と大声で助けを呼びます。
- 友だちが知らない人に、つれて行かれそうになったら大声で助けを呼びます。
- ひとりでは遊びません。
- 遊びに行く時は、どこで、だれと遊ぶのか、家の人に言ってからでかけます。

の『五つのやくそく』をしっかりと守ってください。

保護者の皆さまへ、

子どもさんを犯罪者から守るのは大人の役目です。しかし、いつどこで、子どもが誘拐やいたずらに遭うかわかりません。普段の生活の中で子どもにも防犯意識をもたせることが必要です。

子どもを守るには...

- 外出時には、必ず行き先を聞く。
外出時には、必ず「だれと」「どこで」「何をするか」「何時頃帰ってくるか」などを言う習慣を身につけさせましょう。時間を意識させたり、危険な場所に行くことを未然に防ぐことができます。
- 一人で遊ばせない。
子どもが犯罪に巻き込まれるケースで一番多いのは、一人で遊んでいる時です。遊びに行く時は、一人にならないように教えましょう。
- 知らない人にはついて行かせない。
「お母さんが呼んでいる」「ゲームを買ってあげる」などと言葉巧みに声をかけ、子どもを連れ去る事件が起っています。知らない人には絶対についていけないように教え、危険な目に遭ったら「助けて」と大声を出すように言いかせましょう。
- 毎日、何かあったかを話し合う。
危険な目にあっても、叱られることを恐れ、黙っている子どももいます。何でも話しができるように、子どもとのコミュニケーションを大切にしましょう。
- 一人で留守番させる時は要注意
自宅にいるときでも安心はできません。保護者がいないことを確認して、強盗やいたずらをはたらく犯人もいます。「だれもいない家に帰る時は周りを確認する」「訪問者にはすぐにドアを開けない」などの対応を家族で繰り返し話し合ひましょう。
- 携帯電話やインターネットの使用にも注意する。
塾の帰りなどの連絡用として子どもに携帯電話を持たせる家庭も増えています。子どもに携帯電話を持たせる場合、使える機能を制限するなどして、いわゆる「出会い系サイト」にはアクセスさせないようにしましょう。利用時間や使用場所、アクセスするホームページなどを子どもと一緒に考え、適切なアドバイスをしてあげましょう。

誘拐や連れ去り・痴漢等の被害に直面した時や聞いたとき又は声かけ事案などがあった時は、直ぐ110番通報してください。
高田警察署 電話0745 - 22 - 0110

春の交通安全県民運動

実施期間：4月6日(水)～15日(金)

スローガン：交通事故のない 安らぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～

運動の重点事項

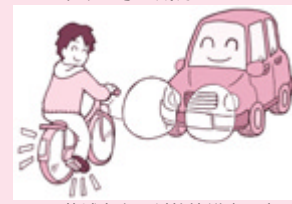
二輪車の安全利用の推進



シートベルトとチャイルド
シートの正しい着用の徹底



夕暮れ時と夜間
の交通事故防止



(葛城市交通対策協議会・高田警察署)

『防火ポスター』の入賞者が決まりました！

春の火災予防運動の行事の一環として、小・中学校の児童・生徒を対象に防火ポスターを募集しました。審査の結果、次の皆さんが入賞されました。

特選（7点）

- ・新庄中学校（2年3組）岡上 芽生
- ・白鳳中学校（1年1組）仲川 純世
- ・新庄小学校（5年3組）齋藤 百花
- ・忍海小学校（6年1組）辻坂 美咲
- ・新庄北小学校（5年1組）西川 貴大
- ・磐城小学校（5年1組）井上 智絵
- ・當麻小学校（6年2組）高岡 聡子

入選（14点）

- ・新庄中学校（1年1組）大西 稚沙
- ・新庄中学校（1年3組）首川 智輝
- ・白鳳中学校（1年2組）米井 健太
- ・白鳳中学校（2年4組）岡田 大規
- ・新庄小学校（4年1組）森川 美咲
- ・新庄小学校（6年1組）丸山 晃平
- ・忍海小学校（4年1組）能瀬由季子
- ・忍海小学校（5年2組）竹内 りえ
- ・新庄北小学校（4年1組）西川 晃代
- ・新庄北小学校（6年1組）田中 愛弓
- ・磐城小学校（4年1組）木村 奈生
- ・磐城小学校（5年2組）田中 一輝
- ・當麻小学校（4年2組）西井美紗衣
- ・當麻小学校（5年1組）中地 彩樺

佳作（19点）

- ・新庄中学校（1年1組）杉本 歩
- ・新庄中学校（1年3組）生野 珠実
- ・新庄中学校（2年3組）瀬戸 栄美
- ・白鳳中学校（1年4組）梅本 優太
- ・白鳳中学校（1年4組）上平麻理子
- ・新庄小学校（4年2組）北村 遥夏
- ・新庄小学校（5年3組）内藤さくら
- ・新庄小学校（6年3組）岩城 敬大
- ・忍海小学校（4年1組）中村 晃士
- ・忍海小学校（5年1組）安川 佑姫

努力賞（5点）

- ・忍海小学校（6年1組）木本 彩絵
- ・新庄北小学校（4年1組）小田嶋優也
- ・新庄北小学校（5年1組）石田 睦
- ・新庄北小学校（6年1組）永安 佑果
- ・磐城小学校（4年1組）西川真奈美
- ・磐城小学校（5年1組）河合 俊希
- ・當麻小学校（4年2組）黒越力ンナ
- ・當麻小学校（5年1組）仲川 泰民
- ・當麻小学校（6年2組）奥本 光章
- ・新庄中学校（1年4組）木村 奎司
- ・新庄中学校（2年4組）西岡万里英
- ・新庄小学校（5年1組）栗林 実咲
- ・新庄北小学校（5年1組）前田 蒔
- ・磐城小学校（5年2組）荒木 理穂

学年及びクラスは、平成17年3月現在

【敬称略】

消防署だより

『行楽シーズンに備えて』

春たけなわの4月、ハイキング・ドライブ・山菜採りなど野山に出掛ける機会が多くなる季節になりました。

この時期は、空気が乾燥し、強い風の吹く日が多く、1年のうちで最も山火事が起こりやすくなります。

豊かな緑を火災から守るために、一人ひとり次のことを心がけましょう。

- ・強風時や乾燥時には、たき火や火入れはやめましょう。
- ・枯れ草等を燃やすときは、必ず消防署へ届出しましょう。
- ・（火入れは市役所で許可を受けること）

たばこのポイ捨てや火遊びはやめましょう。

（消防署）



119コーナー

2月中旬

火災… 0件

救急… 101件

救助… 1件

本年の累計

火災… 2件

救急… 206件

救助… 2件

お知らせ情報コーナー

葛城市教育委員会

からのお知らせ

4月1日から葛城市教育委員会の施設の休館日が変更になります。

休館日は、**毎週火曜日と毎月第2**

第4水曜日です。また12月28日から1月4日までの年末年始です。

祝日と重なる場合も休館となります。

- 當麻文化会館 ㊟(48)5000
- 新庄文化会館 ㊟(69)4600
- 中央公民館 ㊟(69)5131
- 當麻図書館 ㊟(48)6000
- 新庄図書館 ㊟(69)4646
- 歴史博物館 ㊟(64)1414

- 當麻スポーツセンター
- 當麻健民運動場 ㊟(48)6600
- 當麻農村広場

- コミュニティセンター
- 新庄スポーツセンター
- 新町公園球技場 ㊟(69)6961
- 新町公園テニスコート
- 新庄第1健民運動場

- 市民体育館
- 新庄第2健民運動場 ㊟(69)5131
- 敷山公園テニスコート

開館時間・利用方法等、詳細につきましては、各施設に直接お問い合わせください。

新庄クリーンセンター

からのお知らせ

燃えるごみの収集日について：

4月29日(金)：みどりの日、5月

3日(火)：憲法記念日、5月4日

(水)：国民の休日、5月5日(木)：子どもの日)は祝日ですが、新庄区域の一般家庭ごみ収集については通常通り行います。

不燃ごみの収集日の変更：5月3日(火)は憲法記念日のため、2日(月)に変更となります。

対象地区：林堂・脇田・忍海・

藁・新町・南花内・西辻・南新町

資源ごみの収集日の変更：5月4日(水)は国民の休日のため、6日(金)に変更となります。

対象地区：足田・南藤井・寺口・山田・平岡・山口・梅室・笛吹

詳しくは、新庄クリーンセンター

㊟(69)3773まで。

増改築相談

日時：4月23日(土)

午後1時～午後5時

場所：中央公民館会議室

詳しくは、建築組合

㊟(69)2877

または、都市計画課まで。

(都市計画課)

葛城市

ぼたん祭期間中の行事

當麻寺・石光寺には何千株もの多くの牡丹があり、この牡丹の開花時期に、當麻寺参道および石光寺周辺にぼんぼりを設置し祭りの雰囲気を出します。

期間中には、いろいろな催しが実施されます。

▼祭り期間：4月15日(金)から5月15日(日)まで。

▼主な行事：4月23日「二上山岳のぼり」：多くの人が山登りを楽しみます。

▼4月29日「葛城物語探訪」：近鉄磐城駅を出発点としてガイドとともに、六つの物語に関する史跡を訪ねます。(行程約12キロ)

参加希望の方は、市観光協会への事前申込みが必要です。

当日受付：午前9時から午前9時20分(近鉄磐城駅)

▼5月14日「當麻寺練供養会式」

お問い合せは、葛城市観光協会

二上山美化促進協議会事務局

(㊟48・2811)まで。

葛城市相撲館は、4月21日から5月9日まで休まず開館いたします。

(農林商工課)

歴史博物館からのお知らせ

〔展覧会〕

平成十七年度春季企画展

「葛城市の考古学」

会期：4月28日(木)～6月26日(日)

観覧料：通常の観覧料をいただきます。

休館日：毎週火曜日、第2・4水曜日

〔鶴舞会〕

公開講座「葛城学へのいきない」(第1回)

「浄土と女人信仰」

當麻曼荼羅と

中将姫伝説話を中心にして

日時：4月9日(土) 午後2時から

講師：藤澤 孝子氏

会場：歴史博物館2階

「あかねホール」

会場：100名程度

詳しくは、歴史博物館 ㊟(64)1414

貸農園会員募集

今年も木戸の貸農園「木戸みどり農園」の会員を募集します。

1区画53㎡(約16坪)を、1年間・1万円でご利用いただけます。

「農作業は初めて」という方でも、地元の方々に教わりながら、自家野菜づくりを楽しんでいただけます。

お問い合せ・お申込は、JAならけん当麻経済センター

(㊟48・6311)まで。

二上山ふるさと公園は5月3日・4日・5日も開園しています。

自衛隊幹部候補生募集

募集種目・応募資格：
「一般 技術幹部候補生」

大学卒業程度の学力を有し、
20歳以上26歳未満

〔22歳未満は大卒者（見込含む）〕

大学院修士課程修了者（見込み）
は28歳未満

〔海上技術幹部候補生は、理学
または工学課程修了者〕

「医科・歯科、薬剤科候補生」
医科・歯科

専門の大学卒（見込み）で
20歳以上30歳未満

薬剤科
専門の大学卒（見込み）で
20歳以上26歳未満

〔薬学修士取得者は、28歳未満〕

受付期間：
4月4日（月）～ 5月13日（金）

試験実施日：
1次：5月21日（土）・22日（日）
（22日は飛行要員のみ）

詳しくは、自衛隊糧原募集事務所
☎0744（27）9600

ホームページでも資料閲覧、請求
ができます。

（URL）
<http://www.nara.plo.jda.go.jp/mtb/>



指定工事店・責任技術者登録

葛城市排水設備工事責任技術者の
登録申請受付

受付期間：
4月1日（金）～ 4月28日（木）

午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

受付場所：葛城市役所新庄庁舎 下水道課

葛城市排水設備指定工事店の
指定申請受付

受付期間：
5月2日（月）～ 5月31日（火）

午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

受付場所：葛城市役所新庄庁舎 下水道課

要件：必要要件は、下水道課にて配布する要領
をご覧ください。

いずれの申請も、下水道課備え付けの申請用紙及
び添付書類が必要です。

詳しくは、下水道課☎（69）3001まで。

公園まつり

期間：5月4日・5日

場所：屋敷山公園一帯

内容：バザー、フリーマーケット、公募展、野
点、茶席、劇団風塾野外劇場、似顔絵コーナー、
長くつとばし大会、古本市、花の苗配布、献血
コーナー、子どもフェスティバルその他

【映画鑑賞会】
場所：マルベリーホール

おとな向け：4日/午後1時30分
『いま、会いにゆきます』

子ども向け：5日/午前10時
『Mr.インクレディブル』
（生涯学習課）

犬の登録と狂犬病の予防注射

犬の登録は、生涯1回。

狂犬病予防注射は、毎年1回。

生後91日以上の犬を飼っている方は、登録と予防注射をして
ください。

▼犬の登録手数料（犬の登録がまだの方）：3,000円

▼予防注射：3,200円

『予防注射実施のお知らせ』のはがきが届いている方は、当
日必ず持参してください。

（環境課）

月日	時間	場所
4月25日 (月)	10:00～10:30	笛吹集会所前
	10:45～11:30	西辻コミュニティセンター前
	13:30～15:00	歴史博物館駐車場
4月26日(火)	9:30～11:30	葛城市役所新庄庁舎北側駐車場
4月27日(水)	9:30～11:30	新庄商工会駐車場
	13:30～15:00	公民館疋田分館前
5月9日 (月)	9:30～10:10	當麻観光駐車場
	10:30～11:10	勝根公民館前
	11:30～12:00	今在家農業実行組合倉庫前
	13:00～13:30	染野公民館前
	13:50～14:20	新在家公民館前
	14:40～15:20	加守公民館前
5月10日 (火)	9:30～10:10	南今市公民館前
	10:30～11:00	太田集落センター前
	11:20～12:00	大畑集落センター前
	13:00～13:30	竹内集落センター前
5月11日 (水)	13:50～14:30	兵家公民館前
	9:30～10:00	木戸集落センター前
	10:20～11:00	八川公民館前
	11:20～12:00	尺土公民館前
	13:00～14:00	葛城市役所當麻庁舎前

人の動き

人口 35,608人 世帯数 11,892戸
男 17,222人 女 18,386人

2005年3月1日現在

かつらぎ 2005年 4月号 Vol.7

広報

平成17年4月1日発行

編集・発行 葛城市役所 秘書課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

☎0745(69)3001

4月 April

今月の無料相談

人権・行政・心配ごと相談

日時 4月14日(木)第2木曜日
午前9時～正午

場所 葛城市役所(新庄庁舎)

申込 不要(先着順)

日時 4月21日(木)第3木曜日
午前9時～正午

場所 忍海集会所

申込 不要(先着順)

日時 4月28日(木)第4木曜日
午前9時～正午

場所 當麻文化会館

申込 不要(先着順)

お問い合わせ / 人権政策課・総務課・社会福祉協議会
電話 69-3001

弁護士による法律相談

日時 4月21日(木)第3木曜日
午後1時～4時

場所 葛城市役所(新庄庁舎)

日時 4月28日(木)第4木曜日
午後1時～4時

場所 當麻文化会館

申込 相談は予約制になっていますので、
秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ / 秘書課 電話 69-3001

中和法律センター

【本所】

日時 毎週火曜日・金曜日(祝日は休み)
午後1時～4時

場所 大和高田市大中106-2

経済会館4階

【香芝支所】

日時 第1水曜日(祝日は休み)
午後1時～4時

場所 香芝市下田西2-1-22

(社)シルバー人材センター1階

【橿原支所】

日時 第2・3水曜日(祝日は休み)
午後1時～4時

場所 橿原市八木町1-1-18

橿原市役所北館1階

【王寺支所】

日時 第4水曜日(祝日は休み)
午後1時～4時

場所 王寺町久度2-2-1-501

地域交流センター

申込 相談は予約面談制(30分)

電話で事前予約してください。

(電話24-5403)

相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分
から先着順にて受け付けます。

(祝日の場合は原則その前日より)

対象者 大和高田市・橿原市・御所市・香芝市
葛城市・桜井市・磯城郡内・宇陀郡内
高市郡内・北葛城郡内・東吉野村居住
の方